

記載例

令和 3年 1月15日

龍ヶ崎市長 様

住 所 (所在地) 龍ヶ崎市3710番地
社名または屋号 りゅうがさきカフェ
氏名 (代表者氏名) 龍ヶ崎 桔梗 (印)
連絡先 0297-64-****
業種名 飲食店

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産
に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第 63 条 (※) に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和 2 年 12 月 31 日以前は附則第 61 条

記

1 事業収入 (売上高) の減少割合について

令和 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日 令和 2 年 2 月から 10 月までの連続する 3 月を記載			平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日 左の期間の前年同期を記載		
4 月期	5 月期	6 月期	4 月期	5 月期	6 月期
50,000 円	60,000 円	100,000 円	100,000 円	120,000 円	150,000 円
合計: 210,000 円 . . . ①			合計: 370,000 円 . . . ②		
事業収入 (売上高) 減少率: 43 % (② - ①) / ② × 100 ※小数点以下切り捨て					

- 事業収入 (売上高) が 50%以上減少 (地方税法附則第 63 条第 1 項第 1 号に該当: 全額減免)
 事業収入 (売上高) が 30%以上 50%未満減少 (地方税法附則第 63 条第 1 項第 2 号に該当: 1/2 減免)

2 特例対象資産について

申告の有無	対象資産	お問い合わせ番号
有・無	事業用家屋 (別紙特例対象資産一覧のとおり)	300000****
有・無	償却資産	

- ※1 申告する資産の有無にそれぞれ○をつけて下さい。
※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。
(この申告書のほか、令和 3 年度の償却資産申告書の提出が必要です。)
※3 お問い合わせ番号は、納税通知書の中ほどに記載のある 11 桁番号を記入して下さい。

記載例

3 誓約事項について

以下の(1)から(4)について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入(売上高)の減少割合について」に記載した事業収入(売上高)の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合,) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(※)の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合,) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

※認定経営革新等支援機関等が記入する欄です。
ご自身で記入すると特例の対象外となります。

認定経営革新等支援機関とは

(1) 認定経営革新等支援機関

- ・認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関(銀行、信用金庫等)など

(2) 認定経営革新等支援機関に準ずるもの

- ・都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会

(3) 認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者のうち、帳簿の記載事項を確認する能力があって、確認書の発行を希望する者(認定経営革新等支援機関として認定されている者を除く。)

- ・税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、各地の青色申告会連合会、各地の青色申告会

今後、状況に応じて随時追加される予定です。

記載例

(別紙) 特例対象資産一覧

課税明細書記載事項							
1	所在地	龍ヶ崎市 3710 番地			家屋番号	3710	
	家屋構造	木造	建築年	平成 17 年	延床面積	133.50 m ²	事業用割合
	家屋種類	居宅・店舗	資産番号	*****	事業用面積	50.50 m ²	37.8 %
2	所在地				家屋番号		
	家屋構造		建築年		延床面積	m ²	事業用割合
	家屋種類		資産番号		事業用面積	m ²	%
3	所在地				家屋番号		
	家屋構造		建築年		延床面積	m ²	事業用割合
	家屋種類		資産番号		事業用面積	m ²	%
4	所在地				家屋番号		
	家屋構造		建築年		延床面積	m ²	事業用割合
	家屋種類		資産番号		事業用面積	m ²	%
5	所在地				家屋番号		
	家屋構造		建築年		延床面積	m ²	事業用割合
	家屋種類		資産番号		事業用面積	m ²	%
6	所在地				家屋番号		
	家屋構造		建築年		延床面積	m ²	事業用割合
	家屋種類		資産番号		事業用面積	m ²	%

- ※ 1 令和 2 年度の課税明細書に記載の単位で記入して下さい。(令和 2 年中に新築または増築等で課税明細書に記載のない家屋は、登記事項証明書における家屋番号の単位で記入して下さい。)
- ※ 2 事業用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付して下さい。(青色申告決算書等で判断ができない場合、家屋の見取り図などを用いて事業用割合を床面積から算出して下さい。)
- ※ 3 認定支援機関等の確認を受けた後に資産の異動や取得等があった場合には再度提出の上、必ず確認を受けて下さい。
- ※ 4 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

《その他申告に必要な書類》

○収入減を証明する書類

会計帳簿や青色申告決算書などの写し

※不動産賃貸業を営む方で不動産賃料を猶予したことにより特例の適用要件を満たす場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類が必要となります。